

平成 29 年 10 月 1 日

「コンクリート工事に関する取扱要領」について

大阪府内建築行政連絡協議会

コンクリート工事におけるコンクリートの品質の確保を図り建築物の構造耐力上の安全性を確保するため、一定規模以上の建築物については「コンクリート工事に関する取扱要領」を定め、構造強度に関する規定の適切な運用を図っています。

1. 取扱要領の概要

(1) 適用規模

3 以上の階を有し、又は延べ面積が 500 m² を超える鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物

(2) 主な内容

①現場で工事監理又は、施工管理する人は、定められた研修を修了した人、又は本協議会が認めた人が当たる。

②コンクリートポンプの圧送従事者は、定められた研修を修了した人、又は所定の技能検定試験「コンクリート圧送施工」に合格した人が当たる。

③骨材及びコンクリートに関する試験（コンクリートの品質を管理するための試験）を行う。

下記試験(※1, ※2) は、登録試験所で行う。

※1 骨材試験

・絶乾密度 ・吸水率 ・粒度 ・アルカリシリカ反応性試験（指示があった場合のみ）

※2 硬化したコンクリートの試験

・構造体コンクリートの強度推定のための圧縮強度 ・コア供試体の圧縮強度（指示があった場合のみ） ・塩化物量（指示があった場合のみ）

④コンクリート工事着手前に「コンクリート工事施工計画報告書」、検査申請時に「コンクリート工事施工結果報告書」を、中間検査及び完了検査を受けようとする特定行政庁又は指定確認検査機関に提出する。

取扱要領は下記アドレスに掲載していますのでご覧ください。

http://www.pref.osaka.lg.jp/kenshi_anzen/kensa_index/index.html

・本文および別表（コンクリートの品質を管理するための試験）

2. 取扱要領に基づく登録試験所

登録試験所は次のとおりです。

(平成 29 年 10 月 1 日現在)

登録試験所名	所在地	電話番号	可能試験	有効期限
◎一般財団法人 日本建築総合試験所 試験研究センター				
本所 材料部	吹田市藤白台五丁目 8 番 1 号	06-6872-0391	A B C D	H31. 9. 30
材料部 堺試験室	堺市浜寺石津町西二丁目 1 番 34 号	072-244-3912	A	H31. 9. 30
材料部 京都試験室	京都市伏見区中島前山町 65 番地	075-622-0713	A	H31. 9. 30
材料部 神戸試験室	神戸市中央区港島南町三丁目 3 番 7 号	078-304-0001	A C	H31. 9. 30
◎一般財団法人 日本品質保証機構 関西試験センター	東大阪市水走 3-8-19	072-966-7200	A B C D	H31. 9. 30
◎株式会社サンゼン 技術センター	尼崎市南初島町 10-155	06-4868-8061	A C	H32. 9. 30
◎関西コンクリート試験センター株式会社	八尾市太田新町 9 丁目 137 番地	072-920-3288	A	H30. 9. 30
◎株式会社 松本商事 松本コンクリート技術事務所	尼崎市南初島町 10 番地 4	06-6481-5299	A C	H30. 9. 30
◎株式会社ピース 材料試験部	門真市大字三ツ島 4 丁目 20 番 9 号	072-887-0505	A	H31. 9. 30
◎有限会社ヒカリ 材料試験部	堺市東区八下町 1 丁 137-1	072-240-5900	A	H30. 9. 30
◎株式会社 オーテック試験センター	大阪市西淀川区福町 1 丁目 1-28	06-6475-3400	A	H31. 9. 30
◎株式会社 エス・オー・ピー コンクリート試験所	堺市西区浜寺船尾町東 4 丁 53-1	072-256-4172	A	H31. 9. 30

A: コンクリートの圧縮強度試験 B: 硬化コンクリートの塩化物量測定 C: 骨材の絶乾密度・吸水率・粒度 D: アルカリシリカ反応性

問合せ先(大阪府内建築行政連絡協議会 構造部会 事務局)
大阪府 住宅まちづくり部 建築指導室
審査指導課 確認・検査グループ (電話 06-6210-9724)